

東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する取扱要領

平成26年 8月21日	保健福祉局長制定
平成27年 5月 7日	一部改正
平成28年 5月10日	一部改正
平成29年 3月29日	一部改正
平成31年 3月29日	一部改正
令和 2 年 3 月 31 日	一部改正
令和 3 年 3 月 31 日	一部改正
令和 4 年 3 月 31 日	一部改正
令和 5 年 3 月 31 日	一部改正

災害減免

根拠規定 神戸市介護保険条例 第23条第3号

東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則

1 趣旨

この取扱要領は、東北地方太平洋沖地震に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（平成26年8月規則第19号。以下「震災減免規則」という。）第2条の規定に基づき同規則第1条に該当する者の減額又は免除のどちらをおこなうかの基準、減額する場合におけるその金額、減額又は免除を行う期間その他の必要な事項について定めるものとする。

2 対象

震災減免規則第1条第3号に規定する市長が特に認める理由とは、次に該当する場合とする。
平成23年3月11日以降に新たに結婚その他これに準じる理由により、第一号保険料の減免措置を受ける者が属する世帯に属することになった被保険者。

3 減免額の算定

- (1) 震災減免規則第1条に該当する者については平成23年3月分から令和5年3月分までの保険料に相当する額を免除する。
- (2) 令和5年4月分から令和6年3月分までの保険料について
 - (イ) 震災減免規則第1条に該当する者のうち平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から避難を行っている被保険者については、保険料に相当する額の半額を免除する。
 - (ロ) 震災減免規則第1条に該当する者のうち帰還困難区域及び平成27年度以降に指定が解除された旧避難指示区域等から避難を行っている被保険者については、保険料に相当する額を免除する。

4 添付資料の特例

震災減免規則第1条各号の認定は、被保険者から次の証明書等の提出または提示を受けて行う。ただし、当該証明書により認定することができないやむを得ない理由があると区長が認める場合は、書面による申し立てにより認定することができる。

- ・ 災証明書等の震災減免規則第1条各号に該当する事実を確認できる書類

施行：平成26. 8. 21から施行し、平成26. 4. 1から適用する。

平成27. 5. 7から施行し、平成27. 4. 1から適用する。

平成28. 5. 10から施行し、平成28. 4. 1から適用する。

平成29. 4. 1から施行し、平成29. 4. 1から適用する。

平成30. 4. 1から施行し、平成30. 4. 1から適用する。

平成31. 4. 1から施行し、平成31. 4. 1から適用する。

令和2. 4. 1から施行し、令和2. 4. 1から適用する。

令和3. 4. 1から施行し、令和3. 4. 1から適用する。

令和4. 4. 1から施行し、令和4. 4. 1から適用する。

令和5. 4. 1から施行し、令和5. 4. 1から適用する。